

# 空き家・廃屋対策【H24】

- ◆廃屋4軒について所有者へ連絡(7/24,10/9)
  - ・ニセコ町景観条例に基づき、廃屋の処理を依頼
  - ・連絡あり2(うち1軒は解体)、連絡なし2(うち反応あり1)
- ◆空き家・廃屋の調査(8~10月)
  - ・空き家66軒(うち廃屋16軒)を確認

# 空き家・廃屋対策【H25】

- ◆前年調査の廃屋16軒のうち、景観上問題のある廃屋で、交渉中のものを除く8軒について所有者へ連絡(5月末～)
  - ・廃屋のうち2軒が解体された
- ◆広報ニセコ6月号で空き家・廃屋対策、しりべし空き家バンクについて紹介
  - ・ニセコ町行政推進員会議(4/30)にて、空き家バンクについて説明(道の担当者)

# 空き家・廃屋対策【H26】

- ◆空き家・廃屋調査を実施予定(7月～)
  - ・景観上問題のある廃屋について、引き続き所有者へ連絡する
  - ・かねてから懸案となっていた市街地にある廃屋1軒について、寄附を受けた。所有権移転を完了したので、近日中に解体予定
- ◆広報ニセコで空き家・廃屋対策、しりべし空き家バンクについて紹介予定(8月号)
  - ・ニセコ町行政推進員会議(4/30)にて、空き家バンクについて説明(道の担当者)

# 北海道での対策

- ◆後志総合振興局が廃屋・空き家対策検討会を開催
  - ・モデル条例案を作成(H25)
- ◆「しりべし空き家バンク」を開設(H23.11～)
  - ・空き家の利用促進により廃屋化を防止
  - ・建設課窓口で受け付け対応(ニセコ町内での成約累計2軒)